

# 核不拡散・廃絶へ、日本は全力を

唯一の被爆国として、今後の核軍縮会議等で求められる  
東北アジア非核化など議論のリードや取り組み推進

拓殖大学教授  
川上 高司

## □はじめに

日本は昨年10月の国連総会軍縮問題第一委員会で「核兵器の非人道性と不使用を訴える共同声明」に賛同した。賛同したのは日本を含む125カ国（国連総会全体の3分の2にあたる）で米、英、仏、露、中国、インド、パキスタン、北朝鮮、イスラエル、イランなどは賛同しなかった。共同声明のとりまとめを行ったのは非核保有国のニュージーランド、ノルウェー、コスタリカ、エジプト、南アフリカなどである。

声明は、核兵器使用に対する「壊滅

交努力を率先して行うことが求められることは言うまでもない。

ここで重要なことは、どうやれば世界から核を廃絶することができるのか、また、その一方、核廃絶にいたるまでの間どうするのかである。我々は現在、「核兵器のある時代」を生きている。

核兵器は、冷戦終結後、旧ソ連からの核物資や核技術の拡散が深刻な脅威となった。それに加えてインドやパキスタンなどのNPT未加盟国による核実験・保有、また北朝鮮やイラン大使館の核開発・保有への動きに加え、米同時多発テロ（9・11テロ）以後テロリストへの核の流失が懸念されることとなった。

的影響へ適切に対処は不可能である」と指摘し、国家や国際組織が緊急事態に対処するのは困難と警告、「核兵器が再び使用されないことを保障する唯一の方法は核兵器の全廃だ」と表明し、全ての国に核軍縮を進める共通の責任があることを強調している。同様の声明は2012年5月、10月、13年4月まで国連第一委員会と核拡散防止条約（NPT）再検会議準備委員会での3回提案されたが、日本は賛同していなかった。

今回は、声明文に「核軍縮に向けたすべてのアプローチや取り組みを支持」という修正が受け入れられ、日本

一方、米国の核政策はどうであろうか。オバマ大統領はノーベル平和賞の受賞につながったプラハ演説（2009年4月）で「核廃絶に向け具体的措置を講じる」と述べるとともに、「核のある時代には抑止力の維持は担保する」と述べている。オバマの核政策は、率先して核軍縮・不拡散を率先する（リード）とともに核の脅威を抑止（ヘッジ）する「リード・バット・ヘッジ」率先して核を減らすが抑止も行う）政策である（ペリー元国防長官）。このアプローチは日本政府の核政策（核抑止力を維持しながら段階的に核軍縮を進展させる）と一致する。

オバマ大統領の核廃絶のためのアプ

政府の「核抑止力を維持しながら段階的に核軍縮を進展させる」政策と合致したからである。日本政府は核兵器の段階的削減を目指す核廃絶決議を国連に毎年提出している。

## □「核兵器のない世界」を目指して

核不使用の声明への賛同を発表する際に、菅官房長官は「核兵器のない世界の実現」を望む安倍総理からの強い指示があったことを述べた。「核兵器のない世界を目指し、たゆまぬ努力を行うことは日本の道義的責務（岸田外相）であり、日本は唯一の被爆国として核兵器の全面禁止と廃絶に向かう外

ローチは、「核の役割」は変化したのであり、もはや無用の長物とし、あらゆる手段や方策をとり廃絶をすべきだとする。その代表格であるイボ・ダルダーNATO大使はフォーリン・アフェアーズ誌に、①米国の核保有目的は相手国の核使用阻止に限定、②米国の核を千発以下に削減、③核分裂物資の査察・監視態勢の確立、④米国が率先して実行する、という「核軍縮」と「核不拡散」のアクション・プランを提言した。そして、オバマ大統領はその提言を取り入れ、「核のない世界」の実現に向け、積極的な核軍縮を行うことをプラハ演説で表明したのである。ダルダー大使はオバマ政権の核政策チームを率いたリベラリスト代表である。「核兵器のない世界」を目指すためのアクション・プランとして米国が提示したのは、「核軍縮」に関しては2011年2月5日に米露間で第四次戦略兵器削減条約（新START）に発



かわかみ・たかし

1955年、熊本県生まれ。大阪大学博士（国際公共政策）。フレッチャースクール外交政策研究所研究員、（財）世界平和研究所研究員、防衛庁防衛研究所主任研究員、北陸大学法学部教授等を経て現職。この間、RAND研究所客員研究員、（財）日本国際問題研究所客員研究員等を兼務。著書に「アメリカ外交の諸潮流」「グローバル・ガバナンス」など多数。

効し、核弾頭を1500発まで削減することに合意した。そしてその後、13年6月19日にオバマ大統領はベルリンで、配備戦略核兵器を最大3分の1削減したとしても、米国と同盟国の安全保障を確かにし、協力かつ信頼性のある戦略的抑止を維持することが可能とした。ついに米露の核弾頭数の1000〜1100発までの削減が視野に入ったのである。

## □「核兵器のある世界」をどう生き残るか

一方、オバマ大統領は「核のある時代には抑止力の維持は担保する」と宣言している。日本も北朝鮮や中国の核の脅威に対して米国の「核の傘」(抑止力)により安全を確保し恩恵を受けている。そのオバマ政権の核政策は、オバマのベルリン演説と同時に出された「核展開戦略」(NES2013)に明確に示されたが、この内容は2010

年4月6日に発表された「核態勢の見直し」(NPR2010)とほぼ同じである。そこで述べられたのは以下の6点であり、現在はそれぞれ着々と実行に移されている。

第一は「核拡散および核テロリズムの防衛」である。核の不拡散を強化するために、国際原子力機関(IAEA)の保障措置の強化等が必要であり、特に北朝鮮やイランの核兵器保有の野心を削ぐことが重要である。また、核テロリズム防止のため世界にある核物資を安全にする「取り決め」を作り、核物資の密輸を阻止することを目的としている。「核の不拡散」に関しては、核実験全面禁止条約(CTBT)の発効、核兵器不拡散(NPT体制)の強化、核兵器分裂物質生産禁止条約(FMCT)の締結、「核燃料バンク」構想の推進、核分裂性物資の管理態勢の構築を目標とする。

パートナーの再保障」である。これは、アジアの同盟国と地域的安全保障アーキテクチャーを作り上げるかである。この点、日本は非核兵器地帯などのアーキテクチャーの構築に努力するなど果たせる役割は大きい。

第五に、「安全・確実かつ効果的な核の在庫の維持」であり、これには新たな核弾頭の開発をせずに、核弾頭延命プログラム(LEP)を継続し、必要最低限の水準の核備蓄を保有することを言う。

第六に、「抑止が破れた場合の米国と同盟国の目的遂行」であり、この項目だけNPR2010に書き加えられた。NES2013は北朝鮮の動向を念頭に入れていると考えられる。

以上は、オバマ政権の「核兵器のある世界」での現実的対応である。

## □日本は核軍縮に向けたアプローチを

言うまでもなく日本は唯一の被爆国であり「核不拡散・廃絶」へ向けて日

ある。NPR2010では、非核NPT遵守国へは消極的安全保障を強化する「条件つき消極的安全保障(NSA)」を宣言したことが前進であろう。しかしその一方で、米本土および同盟国に対する核抑止が米国の核政策の基本であり、次第に核ではなく非核による抑止の役割を強化すると述べていることは注目に値する。我が国も米国の核の傘から日本独自の抑止力を確保する可能生がでてきたわけである。

第三に、「核戦力レベルが低減される中での戦略的抑止の維持と安定」である。米露の核が削減される中、中国は核兵器を増やし続けている。その結果、米中間で核兵器の数があまり差がなくなり米中間に「戦略的安定」が生じた場合は米国の日本に対する拡大抑止の信憑性がなくなる。したがって、日本はいかに中国からの核の脅威に備えるかというのが最大の懸念事項となる。

第四に、「地域抑止の強化と同盟国・は主要国首脳会議(サミット)が日本で開催予定である。

では、具体的に日本ができる「核軍縮に向けたアプローチ」にはどのようなものがあるだろうか。

NPR2010とNES2010は、核不拡散の義務を遵守する非核兵器保有国家へは消極的安全保障を強化すると述べる。消極的安全保障は1968年に非核兵器地帯条約に規定されたもので、核保有国が非核兵器地帯に對して核攻撃をしないことを保障することで成立する。したがって、NPT非加盟国に對して加盟を促し核不拡散体制の強化を目指している。その後、NPT体制が構築されると、非核保有国から不満の声があがるようになってきた。NPTによって核兵器を「持てる国」と「持てない国」の格差が固定するからである。非核兵器国にとっては、核攻撃されないという保障がない限り常に安全保障上の不安がつきまとう。

そこで米国は、1978年「NPT体制締約国でありかつ非核兵器保有国に対して核兵器保有国と連携して核攻撃を行わない限り核兵器による攻撃は行わない」という消極的安全保障を宣言して、これをNPR2010とNES2010でさらに強化した。

このことは、核の不拡散にとり大きな意味を持つ。すなわち、核兵器による攻撃がないという保障は、対抗して核兵器を保有する必要があることを意味するからである。また、消極的安全保障が広く受け入れられ、非核地帯が形成されれば地域の安全は確保可能となる。

## □おわりこー核廃絶に向ける

非核兵器地帯は、特定の地域において地域内における核兵器の生産、取得、保有、管理を禁止し、核保有国を含めたすべての関係国の締約（非核兵器地帯条約）により成立する。これまでに署名された複数の国家による非核兵器

に関してアジア太平洋経済協力会議（APEC）の一員であり、東北アジア非核地帯を攻勢する地域としての条件があった。

また、金子熊夫がエンディコットと同じ板門店を中心に2千キロの「円形案」を提案したが、限定的非核兵器地帯構想とは異なり、地帯内の核兵器保有国と非保有国に別々の義務条項を課し、核保有国に対しては地域内の核を段階的に撤去するという考えに基づく全面的な非核兵器地帯の提案である。

さらに、梅林宏道は東北アジアの非核兵器国の韓国、北朝鮮、日本の3カ国（地域内国家）が非核兵器地帯を締結し、周辺の3つの核兵器保有国の米国、ロシア、中国の3カ国（近隣核兵器国）が「消極的安全保障」などを供与する非核兵器地帯尊重の議定書に参加するという「スリー・プラス・スリー案」を発表した。梅林によれば「スリー・プラス・スリー案」のアプロ

地帯条約には、トラテロルコ条約（ラテンアメリカ及びカリブ核兵器禁止条約、1968年発効）、ラロトンガ条約（南太平洋非核兵器地帯条約、1986年発効）、バンコク条約（東南アジア非核兵器地帯条約、1997年発効）、ペリンドバ条約（アフリカ非核兵器地帯条約、2009年発効）、中央アジア非核兵器地帯条約（2009年発効）の5つがある。

さらに現在、構想段階にある非核兵器地帯には、中東非核兵器地帯・中東非大量破壊兵器地帯、モンゴルの一国非核の地帯が進んでいる。

東北アジアでは、非核兵器地帯構想の議論は冷戦後の1980年にジョン・エンディコットとアラン・ゴロウィッツらの研究グループが東北アジア非核兵器地帯構想を打ち出した。彼らの初期の提案は、朝鮮半島の非軍事境界線（板門店）を中心に半径2千キロの円を描き、その中を非核兵器地帯にする

チは、地域内国家（日韓北）がすでに公言した政策に立脚できるとする。

しかしながら、以上の提案は北朝鮮が核保有をすると言われている現在、きわめて困難になってきているのかもしれない。我が国は被爆国・日本として、大量破壊兵器である核兵器の使用は、いかなる理由があっても許されない非人道兵器であることを、世界に訴え、その取り組みを推進する使命があることは言うまでもない。そして、具体的に我が国ができること、それは、東北アジアの非核化を訴えていくことが重要である。その意味で、いかに北朝鮮を非核兵器地帯構想に賛同させ北朝鮮の安全の再保障をあたえるかが大きな課題である。そのためには、東北アジア地域の核保有国である、米中露が当該地域から核の撤去することが前提条件となろう。北朝鮮にとつてみれば、もし当該地域に非核兵器地帯があらわれ、安全を確保することができ

という「円形地帯構想」であった。その中には韓国、北朝鮮、日本、中国と台湾、ロシア、モンゴルそれに米国も条約参加候補国とされた。しかしその後、地域内に米国本土も含まれるべきであるという考えから、円形を長軸として米国のアラスカの一部まで伸びるような「楕円形地帯構想」を提案した。さらに彼らは「非核化の対象をひとまず非戦略ミサイル用弾頭に絞る」という限定条件のついた「限定的非核兵器地帯」を提出した。その後、限定的非核兵器地帯構想での円形ないし楕円形地帯の実現は困難であるとし、限定的非核兵器地帯に至る最初のステップとして、日本、韓国、モンゴル、北朝鮮という非核兵器国に基礎をおいた第一段・限定的非核兵器地帯を構想した。

また、アンドリュウ・マックは国連軍縮研究所（UNIDIR）の報告書で、韓国、北朝鮮、日本、台湾の東北アジア非核兵器地帯を提案した。台湾

るならば北朝鮮は核開発を断念するはずである。

米露が核弾頭を低減させる中、中国の核弾頭が相対的に増している事実も鑑みるならば、我が国の安全保障にとりゆゆしき事態が刻一刻と迫っている。将来、当該地域の核兵器の数が低減し「核兵器のない世界」へ向かうことは願ってもないことではあるが、我が国にとり、いかに北朝鮮と中国からの核の脅威を抑止するかが現実的な「目の前にある危機」となる。その危機は次第に現実味を帯びたものになることは言うまでもない。そしてそれを回避するためには、抑止手段の確保と同時に日本として当然やらねばならぬ非核兵器地帯構想を進めることが必要になってくるであろう。

我が国は米国の拡大抑止の確保（ヘッジ）と、中国も入れた米中露の軍縮交渉（核軍縮のリード）の両面が不可欠となる。